



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年4月3日金曜日 第93号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

自衛官候補生の採用試験（2件）.....（総務管理課）... 283  
 救急病院の協力申出.....（医療対策課）... 284  
 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....（農地整備課）... 284  
 コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲  
 .....（水産課）... 284  
 公有水面埋め立て免許の出願.....（港湾海岸課）... 284  
 公共測量の実施の通知.....（道路維持課）... 285  
 公共測量の終了の通知（2件）.....（ " ）... 285  
 道路の供用開始（一般国道194号）.....（東予地方局管理課）... 285  
 道路の区域変更（県道上怒和元怒和線）.....（中予地方局管理課）... 286  
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 286  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（南予地方局八幡浜支局環境保全課）... 286  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....（ " ）... 289

### 雑 報

愛媛海区漁業調整委員会指示（5件）.....（水産課）... 291  
 愛媛県内水面漁場管理委員会指示.....（ " ）... 293

### 告 示

#### ○愛媛県告示第350号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和2年4月3日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
（男子） 令和2年5月17日（日）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
（女子） 令和2年5月17日（日）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

#### ○愛媛県告示第351号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和2年4月3日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
（男子） 令和2年6月20日（土）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
（女子） 令和2年6月20日（土）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第352号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和2年4月3日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町2丁目1番37号	独立行政法人地域医療機能推進機構	令和5年3月31日まで

○愛媛県告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、宇和島市吉田町白浦、法花津地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和2年4月3日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ほ場整備事業・玉津地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
令和2年4月6日から5月7日まで
- 縦覧場所  
宇和島市役所本庁及び吉田支所

○愛媛県告示第354号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第19号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を、令和2年4月1日次のとおり定めた。

令和2年4月3日

愛媛県知事 中村時広

- 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 二級河川渦井川水系渦井川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 西条市北条1407番1地先の遊水池並びに二級河川崩口川水系崩口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 鹿野川ダムから下流の一級河川肱川水系肱川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 宇和島市の二級河川本谷川水系本谷川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第355号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、南予地方局八幡浜土木事務所及び伊方町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年4月3日

愛媛県知事 中村時広

- 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

伊方町

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番1

代表者 伊方町長 高門 清彦

愛媛県西宇和郡伊方町川永田甲203番

- 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

西宇和郡伊方町塩成字中網代380番2、381番1、385番1、386番1、386番2、乙451番2、乙455番1に接する町道の地先公有水面

イ 区域

次の1点から22点までを順次直線で結んだ線、1点と22点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（D.L.2.40メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（国土地理院「塩成」四等三角点、西宇和郡伊方町塩成竹之内乙519番）は、北緯33度26分44.4633秒、東経132度14分47.7597秒の地点

1点は、基点から真北124度58分42秒、907.90メートルの地点

2点は、1点から真北218度20分17秒、32.74メートルの地点

3点は、2点から真北215度52分22秒、2.50メートルの地点

4点は、3点から真北210度58分20秒、2.50メートルの地点

5点は、4点から真北206度07分32秒、2.50メートルの地点

6点は、5点から真北201度15分58秒、2.50メートルの地点

7点は、6点から真北196度22分07秒、2.50メートルの地点

8点は、7点から真北191度28分22秒、2.50メートルの地点

9点は、8点から真北186度41分01秒、2.50メートルの地点

10点は、9点から真北181度48分11秒、2.50メートルの地点

11点は、10点から真北176度55分11秒、2.50メートルの地点

12点は、11点から真北172度00分28秒、2.50メートルの地点

13点は、12点から真北167度07分39秒、2.50メートルの地点

- 14点は、13点から真北162度05分07秒、2.50メートルの地点
- 15点は、14点から真北157度04分02秒、2.50メートルの地点
- 16点は、15点から真北152度11分05秒、2.50メートルの地点
- 17点は、16点から真北147度18分07秒、2.50メートルの地点
- 18点は、17点から真北142度59分26秒、1.86メートルの地点
- 19点は、18点から真北140度55分25秒、8.01メートルの地点
- 20点は、19点から真北142度21分07秒、2.50メートルの地点
- 21点は、20点から真北145度04分49秒、2.50メートルの地点
- 22点は、21点から真北147度07分18秒、1.11メートルの地点

ウ 面積

283.73平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

愛媛県西宇和郡伊方町塩成字中網代364番から同町同字2960番までの地内及び同土地に接する町道内並びに地先公有水面

イ 区域

次のA点からU点までを順次直線で結んだ線並びにU点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「塩成」四等三角点、西宇和郡伊方町塩成竹之内乙519番）は、北緯33度26分44.4633秒、東経132度14分47.7597秒の地点

A点は、基点から真北116度58分24秒1.010.07メートルの地点

B点は、A点から真北170度43分00秒6.31メートルの地点

C点は、B点から真北260度13分46秒21.70メートルの地点

D点は、C点から真北264度58分55秒22.11メートルの地点

E点は、D点から真北174度20分25秒12.80メートルの地点

F点は、E点から真北264度20分25秒19.36メートルの地点

G点は、F点から真北239度58分07秒31.98メートルの地点

H点は、G点から真北245度02分03秒11.91メートルの地点

I点は、H点から真北255度10分36秒17.50メートルの地点

J点は、I点から真北187度54分59秒114.75メートルの地点

K点は、J点から真北290度07分03秒13.35メートルの地点

L点は、K点から真北200度59分57秒10.04メートルの地点

M点は、L点から真北236度22分05秒28.60メートルの地点

N点は、M点から真北357度29分42秒40.07メートルの地点

- O点は、N点から真北322度22分39秒37.47メートルの地点
- P点は、O点から真北11度24分08秒26.77メートルの地点
- Q点は、P点から真北38度13分44秒78.35メートルの地点
- R点は、Q点から真北82度53分09秒32.88メートルの地点
- S点は、R点から真北59度43分49秒51.49メートルの地点
- T点は、S点から真北90度42分27秒25.07メートルの地点
- U点は、T点から真北41度31分22秒4.52メートルの地点

ウ 面積

10,354.84平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地

4 出願年月日

令和2年3月18日

○愛媛県告示第356号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年4月3日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和2年3月25日から7月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県上浮穴郡久万高原町地内

○愛媛県告示第357号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月3日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和元年11月8日から令和2年3月6日まで
- 3 作業地域 愛媛県大洲市五郎、阿蔵

○愛媛県告示第358号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月3日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和元年12月1日から令和2年3月13日まで
- 3 作業地域 愛媛県大洲市柚木 地内

○愛媛県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月3日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	194号	西条市中野字宵甲922番6から 同字甲815番3地先まで	令和2年4月3日

○愛媛県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	上怒和元怒和線	松山市上怒和乙589番17	旧	メートル 85~96	キロメートル 0.007	
			新	22.0~44.5	0.007	

○愛媛県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上怒和元怒和線	松山市上怒和乙589番17	令和2年4月3日

○愛媛県告示第362号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び西予市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年4月3日

愛媛県八幡浜保健所長 竹 内 豊

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社愛媛ちぬや  
西予市三瓶町和泉甲700番地1  
代表取締役 今津 秀

2 事業場の名称及び所在地

株式会社愛媛ちぬや  
西予市三瓶町和泉甲700番地1

3 特定施設に関する事項

(1) 洗浄施設

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第18号の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設 ハ 洗浄施設
特定施設の能力	最初295リットル、連続25リットル/分
設置年月日	平成23年3月5日

特定施設の使用時間間隔	16：00～17：00、22：00～23：00	
特定施設の1日当たりの使用時間	2時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～8.0 最大 5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1,440 最大 1,800
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1,000 最大 1,200
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 960 最大 1,200
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 64 最大 80
りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 6	
	最大 8	

ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 27 最大 40
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 7 最大 8

(2) 湯煮施設

特定施設の種類	政令別表第1第18号の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設 口 湯煮施設	
特定施設の能力	200リットル/回	
設置年月日	平成23年3月5日	
特定施設の使用時間間隔	6:00~7:00	
特定施設の1日当たりの使用時間	1時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 500
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 375 最大 450
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 320 最大 400
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 28 最大 35
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 4
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7 最大 10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.5 最大 1.0	

(3) 原料処理施設 (同型2基)

特定施設の種類	政令別表第1第18号の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設	
特定施設の能力	140枚/分	
設置年月日	平成22年2月1日	
特定施設の使用時間間隔	7:00~12:00、13:00~16:00	

特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 640 最大 800
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 580 最大 700
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 640 最大 800
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 56 最大 70
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 8
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 33 最大 50
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 5 最大 6	

(4) 原料処理施設 (同型2基)

特定施設の種類	政令別表第1第18号の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設	
特定施設の能力	2トン/時間	
設置年月日	平成29年9月26日	
特定施設の使用時間間隔	7:00~12:00、13:00~16:00	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 640 最大 800
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 580 最大 700
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 640 最大 800

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 56 最大 70
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 6 最大 8
	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 33 最大 50
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5 最大 6

(5) 原料処理施設 (同型2基)

特定施設の種類		政令別表第1第18号の2 冷凍調理食品 製造業の用に供する施設 イ 原料処理 施設
特定施設の能力		4トン/時間
設置年月日		平成20年8月1日
特定施設の使用時間間隔		7:00~12:00、13:00~21:00
特定施設の1日当たりの使用 時間		13時間
特定施設の使用の季節的変動 の概要		なし
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的 酸素要求量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 400 最大 500
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 330 最大 400
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 480 最大 600
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 24 最大 30
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3 最大 4
	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 13 最大 20
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 8 最大 10

(6) 原料処理施設 (同型4基)

特定施設の種類		政令別表第1第18号の2 冷凍調理食品 製造業の用に供する施設 イ 原料処理 施設
特定施設の能力		4トン/時間
設置年月日		平成20年8月1日
特定施設の使用時間間隔		7:00~12:00、13:00~21:00
特定施設の1日当たりの使用 時間		13時間
特定施設の使用の季節的変動 の概要		なし
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的 酸素要求量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 400 最大 500
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 330 最大 400
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 480 最大 600
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 24 最大 30
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3 最大 4
	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 13 最大 20
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 4 最大 5

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 汚水処理施設

設置年月日	平成12年9月18日
処理施設の種類	SS除去+凝沈+嫌+好気+膜ろ過+汚 泥脱水処理
処理施設の型式	SS除去+凝沈+嫌+好気+膜ろ過+汚 泥脱水処理
処理施設の構造	RC造
処理施設の主要寸法(単位 メートル)	縦11.5×横10.7×高さ4.5+ 縦4.95×横5.5×高さ5.0
処理施設の能力	1日当たり150立方メートル
汚水等の処理の方式	SS除去+凝沈+嫌+好気+膜ろ過+汚 泥脱水処理
処理施設の使用時間間隔	連続

処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 750	通常 5.0 最大 10.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 600	通常 15.0 最大 20.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 750	通常 5.0 最大 10.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50	通常 8.0 最大 10.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40	通常 0.8 最大 1.0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150	通常 3.0 最大 5.0
	大腸菌群数(単位1立方センチメートルにつき個)	通常 3,000以下 最大 3,000以下	通常 3,000以下 最大 3,000以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 100 最大 120	通常 100 最大 120

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 20.0
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 10.0

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	0.8
	最大	1.0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0
大腸菌群数(単位1立方センチメートルにつき個)	通常 3,000以下 最大 3,000以下	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 100 最大 120	

備考 No.2 - No.5排水口は雨水排水口である。

○愛媛県告示第363号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び大洲市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年4月3日

愛媛県八幡浜保健所長 竹内 豊

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
株式会社愛媛ちぬや  
西予市三瓶町和泉甲700番地1  
代表取締役 今津 秀
- 事業場の名称及び所在地  
株式会社愛媛ちぬや  
西予市三瓶町和泉甲700番地1
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第18号の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設  
イ 原料処理施設  
ロ 湯煮施設  
ハ 洗浄施設
- 変更しようとする事項の内容  
特定施設の新規設置及び既存特定施設の廃止
- 特定施設に関する事項  
(1) 原料処理施設

	変 更 前	変更後(廃止)
特定施設の型式	(株)ツネザワ商事製 TAF型	
特定施設の主要寸法(単位メートル)	0.9×1.8×1.2	
特定施設の能力	3,000キログラム/日	
原材料の種類及び1日当たりの使用量	白身魚 3トン/日	
特定施設の使用時間間隔	7:00~17:00	

特定施設の1日当たりの使用時間		10時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 2,500	
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,500 最大 1,800	
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,500 最大 2,000	
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 80	
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20	
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 100	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1 最大 2	

(2) 湯煮施設

		変更前	変更後(廃止)
特定施設の型式		蒸器	
特定施設の主要寸法(単位メートル)		0.67×3.93×1.36	
特定施設の能力		2,000キログラム/日	
原材料の種類及び1日当たりの使用量		貝類・かき 2トン/日	
特定施設の使用時間間隔		8:00~12:00 13:00~17:00	
特定施設の1日当たりの使用時間		8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5,000 最大 6,000	
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4,000 最大 4,800	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5,000 最大 6,000	
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 100	
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25	
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 90	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 0.5 最大 1.0	

(3) 洗浄施設 (同型2基)

		変更前	変更後(廃止)
特定施設の型式		高分子プラスチック槽	
特定施設の主要寸法(単位メートル)		0.5×1.0×0.5	
特定施設の能力		3,000キログラム/日	
原材料の種類及び1日当たりの使用量		魚 3トン/日	
特定施設の使用時間間隔		7:00~12:00 13:00~16:00	
特定施設の1日当たりの使用時間		8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 450 最大 500	
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 450	
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 430 最大 500	
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 35	
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 5	
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30	



汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 23 最大 30	
----------------------------	----------------	--

(4) 洗浄施設

		変 更 前	変更後(廃止)
特定施設の型式		2槽タンク	
特定施設の主要寸法(単位 メートル)		0.56×1.58×0.36+ 0.47×0.8×0.4	
特定施設の能力		3,000キログラム/日	
原材料の種類及び1日当たりの 使用量		魚 3トン/日	
特定施設の使用時間間隔		9:00~12:00 13:00~16:00	
特定施設の1日当たりの使用 時間		6時間	
特定施設の使用の季節的変動 の概要		なし	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	
	生物化学的 酸素要求量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 500 最大 650	
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 450 最大 500	
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 500 最大 700	
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 40 最大 50	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4 最大 5	
	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20 最大 30	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 35 最大 40	

6 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

変更なし

雑 報

○愛媛海区漁業調整委員会指示第117号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海(愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。)におけるかご漁業(つつ、つば漁業を含み、無動力漁船を除く。以下同じ。)について、次のとおり指示した。

令和2年4月3日

愛媛海区漁業調整委員会  
会長 佐々木 護

1 操業の制限

当該海域において、かご漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により愛媛海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

ただし、試験研究又は実習等を目的としたもので委員会に届出したものは、この限りではない。

2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

3 操業区域

操業を承認する区域は、共同漁業権漁場区域内とする。

4 承認証の備え付け等の義務

承認をうけた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第118号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示した。

令和2年4月3日

愛媛海区漁業調整委員会  
会長 佐々木 護

1 指示の内容

(1) 真珠母貝養殖いかだの吊りかごの間隔は、80センチメートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。

(2) 真珠養殖いかだの吊りかごの間隔は、1メートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第119号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、愛媛県海域において竿つり及び手づり(船舶を使用して行うまきえづりを除く。)により水産動物を採捕する場合について、次のとおり指示した。

令和2年4月3日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

(1) 次の区域においては、陸岸、防波堤、ふ頭その他工作物（以下「陸岸等」という。）からのまきえづり（こませ籠の使用及びだんご釣を含む。）を禁止する。ただし、漁業権者の同意がある場合は、この限りでない。

陸岸等に隣接する次の第3種共同漁業権（以下「第3種」という。）の区域

共同漁業の 免許番号	漁場の位置	漁業種類（漁業の名称）
燧共第51号	今治市小島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第52号	今治市小島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第53号	今治市小島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第54号	今治市小島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第61号	今治市波方町大角鼻地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第97号	越智郡上島町岩城島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第114号	今治市馬島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第115号	今治市馬島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第116号	今治市馬島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第117号	今治市馬島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第118号	今治市吉海町中渡島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第127号	今治市関前小大下島明神地先	第3種（つきいそ漁業）
伊共第69号	伊予市地先	第3種（ぼら飼付漁業）
伊共第114号	西宇和郡伊方町正野地先	第3種（ぶり、たい、いさき飼付漁業）
宇共第2号	西宇和郡伊方町正野地先	第3種（ぶり、たい、いさき飼付漁業）
宇共第33号	宇和島市御五神島地先	第3種（ぶり、さわら飼付漁業）

(2) 赤土を用いる陸岸等からのまきえづりを禁止する。

2 指示の有効期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

○愛媛海区漁業調整委員会指示第120号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、次のとおり指示した。

令和2年4月3日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。
- (2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第121号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）における宝石さんごの採捕について、次のとおり指示した。

令和2年4月3日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 定義

この指示において「宝石さんご」とは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいう。

2 採捕の制限

宇和海において、宝石さんごを採捕してはならない。ただし、3に掲げる者が採捕する場合であって、愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 承認対象者

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 試験研究の目的で宝石さんごを採捕しようとする者
- (2) 宇和海において、平成29年以前から宝石さんご漁業を営んでいる者
- (3) その他委員会が認めた者

4 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

5 承認証の備え付けの義務

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕しようとするときには、承認証を対象漁船に備え付けなければならない。

6 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

7 承認の取消

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

8 意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止

承認を受けずに採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

9 事務取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

## ○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第19号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、令和2年4月1日次のとおり指示した。

令和2年4月3日

愛媛県内水面漁場管理委員会  
会長 本 多 義 雄

## 1 指示の内容

## (1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

## (2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件の全てに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

## (3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

## (4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

## 2 指示の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで